

# 淡路広域水道企業団水道技術管理者の職務に関する規程

平成 22 年 3 月 26 日

管理規程第 14 号

改正 平成 24 年 2 月 28 日 管理規程第 1 号

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 19 条に規定する水道技術管理者（以下「技術管理者」という。）の職務について必要な事項を定めるものとする。

(技術管理者の任命)

**第 2 条** 技術管理者は、淡路広域水道企業団給水条例（平成 21 年淡路広域水道企業団条例第 5 号）第 43 条に規定する資格を有する者のうちから企業長が任命する。

(技術管理者の職務)

**第 3 条** 技術管理者は、次の各号に掲げる職務に従事し、これらの職務に従事する他の職員について必要な技術的指導及び監督を行うものとする。

- (1) 水道施設が法第 5 条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査に関すること。
- (2) 法第 13 条第 1 項の規定による水質検査及び施設検査に関すること。
- (3) 給水装置の構造及び材質が政令第 5 条に定める基準に適合しているかどうかの検査に関すること。
- (4) 法第 20 条第 1 項の規定による水質検査に関すること。
- (5) 法第 21 条第 1 項の規定による健康診断に関すること。
- (6) 法第 22 条の規定による衛生上の措置に関すること。
- (7) 法第 23 条第 1 項の規定による給水の緊急停止に関すること。
- (8) 法第 37 条前段の規定による給水停止に関すること。
- (9) その他水道技術上の重要な事項に関すること。

2 技術管理者は、前項第 1 号から第 6 号までに掲げる検査その他の措置をとった場合において、それが重要又は異例な事項と認められるときは、企業長に報告するものとし、同項第 7 号又は第 8 号に掲げる給水の緊急停止又は給水停止の措置をとる場合には、あらかじめ企業長に通知しなければならない。

(水道技術管理補助者)

**第4条** 技術管理者の事務を補助させるため、水道技術管理補助者（以下「補助者」という。）を置く。

2 補助者は、技術管理者の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 補助者は、事務を行う場合において、重要かつ異例な事項に属すると認められるものがあるときは、技術管理者に報告しなければならない。

(その他)

**第5条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年2月28日管理規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。